

健生食輸発0508第1号  
令和6年5月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の削除)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:令和6年4月22日付け健生食輸発0422第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の登録企業が輸出したフィリピン産バナナからオキシテトラサイクリンが検出されたことから、同通知の別表31(フィプロニルに係る検査命令免除対象企業リスト)から同企業を削除し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

FARMIND ASIA BANANA CORPORATION